

(参考資料)

国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

(平成十六年十二月二日国土交通省告示第千五百号)

最終改正：平成二十四年三月三十日国土交通省告示第三百六十三号)

目次

第一章	総則
第二章	個人情報の利用目的
第三章	個人情報の取得
第四章	個人データの管理
第五章	個人データの第三者提供
第六章	保有個人データの開示等
第七章	苦情の処理
第八章	法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第九章	雑則
	附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条に基づき、また、法第七条第一項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月閣議決定。平成二十年四月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、国土交通省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により国土交通大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「国土交通省所管分野」という。）における事業者等（以下「国土交通省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第二条 このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する国土交通省関係事業者を対象とする（次項及び第三項に規定する場合を除く。）。

また、個人情報取扱事業者に該当しない国土交通省関係事業者についても、法の基本理念（法第三条）を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

2 雇用管理（船員に係るものを除く。）に関しては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取

扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年厚生労働省告示第二百五十九号）によるものとする。

- 3 船員の雇用管理に関しては、「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年国土交通省告示第千百八十一号）によるものとする。

（国土交通省関係事業者による個人情報の保護に関する指針等）

第三条 国土交通省関係事業者は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五十七号）、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表し、これを遵守するよう努めるものとする。

（定義）

第四条 このガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの
- 三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 四 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等
 - ニ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ホ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別され

る特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六ヶ月以内のいずれの日においても五千を超えない者

五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの。

（一） 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（二） 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（三） 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（四） 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ 六ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。

第二章 個人情報の利用目的

（利用目的の特定）

第五条 国土交通省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 国土交通省関係事業者は、利用目的の特定に当たっては、当該国土交通省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

（利用目的の変更）

第六条 国土交通省関係事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第七条 国土交通省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第五条の規定により特定

された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

- 2 国土交通省関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第三章 個人情報の取得

(適正な取得)

第八条 国土交通省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知又は公表)

第九条 国土交通省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 国土交通省関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでないが、その場合には、第一項の規定に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 国土交通省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該国土交通省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第四章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第十条 国土交通省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第十一条 国土交通省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、国土交通省関係事業者において、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(従業者の監督)

第十二条 国土交通省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データの漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第十三条 国土交通省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データ

が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 国土交通省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。
 - 一 委託先の個人データの取扱いに関する事項
 - 二 委託先の秘密の保持に関する事項
 - 三 委託された個人データの再委託に関する事項
 - 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

第五章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第十四条 国土交通省関係事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第十五条 国土交通省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 2 国土交通省関係事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第十六条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前二条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 国土交通省関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、共同利用をする旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 2 国土交通省関係事業者は、前項第三号に規定する共同して利用される個人データの項目又は共同して利用する者の範囲を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 国土交通省関係事業者は、第一項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第六章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十七条 国土交通省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該国土交通省関係事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的(第九条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
 - 三 次項、次条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第二十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの。
 - イ 当該国土交通省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
 - ロ 当該国土交通省関係事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
- 2 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第九条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 国土交通省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第十八条 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該国土交通省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 国土交通省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第十九条 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 国土交通省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第二十条 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第七条

の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十四条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 国土交通省関係事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十一条 国土交通省関係事業者は、第十七条第三項、第十八条第二項、第十九条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十二条 国土交通省関係事業者は、第十七条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認方法

四 第二十三条第一項の手数料の徴収方法

- 2 国土交通省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、国土交通省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。
 - 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 4 国土交通省関係事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

- 第二十三条 国土交通省関係事業者は、第十七条第二項の規定による利用目的の通知又は第十八条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 国土交通省関係事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第七章 苦情の処理

(苦情の処理)

- 第二十四条 国土交通省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 国土交通省関係事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第八章 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

- 第二十五条 国土交通省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる措置を適切に実施することが望ましい。
- 一 事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたること。
 - 二 事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。
 - 三 第一号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。
 - 四 影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く

こと。

五 事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表すること。

- 2 国土交通省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国土交通大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第九章 雑則

(ガイドラインの見直しについて)

第二十六条 このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

このガイドラインは、公布の日より適用する。

国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン
(平成 16 年国土交通省告示第千五百号。最終改正平成 24 年国土交通省告示第三百六十三号)
～ 解説・事例集 ～

目 次

第 1 章 総則

1. 趣旨【ガイドライン第 1 条関係】
2. 定義【ガイドライン第 4 条関係】

第 2 章 個人情報の利用目的

3. 利用目的の特定【ガイドライン第 5 条関係】
4. 利用目的の変更【ガイドライン第 6 条関係】
5. 利用目的による制限【ガイドライン第 7 条関係】

第 3 章 個人情報の取得

6. 適正な取得【ガイドライン第 8 条関係】
7. 取得に際しての利用目的の通知又は公表【ガイドライン第 9 条関係】

第 4 章 個人データの管理

8. 安全管理措置【ガイドライン第 11 条関係】
9. 委託先の監督【ガイドライン第 13 条関係】

第 5 章 個人データの第三者提供

10. 第三者提供の制限【ガイドライン第 14 条関係】
11. 本人への通知等により第三者に提供できる場合【ガイドライン第 15 条関係】
12. 第三者提供に該当しない場合【ガイドライン第 16 条関係】

第 6 章 保有個人データの開示等

13. 保有個人データの開示【ガイドライン第 18 条関係】
14. 保有個人データの利用停止等【ガイドライン第 20 条関係】
15. 開示等の求めに応じる手続き【ガイドライン第 22 条関係】

第 7 章 苦情の処理

16. 苦情の処理【ガイドライン第 24 条関係】

第 8 章 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

17. 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応【ガイドライン第 25 条関係】

18. 勧告、命令等についての考え方

※ 本解説において記載する事例・具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別の事案によっては、別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第1章 総則

1. 趣旨【ガイドライン第1条関係】

第一条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条に基づき、また、法第七条第一項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月閣議決定。平成二十年四月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、国土交通省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により国土交通大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「国土交通省所管分野」という。）における事業者等（以下「国土交通省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的（法第1条）としており、当該目的は、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）においても、同様である。

ガイドラインにおいて「～ならない。」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、個人情報取扱事業者である国土交通省関係事業者がこれに従わない場合は、国土交通大臣又は法第52条の規定に基づき権限の委任を受けた地方支分部局の長等（以下「国土交通大臣等」という。）は、法違反と判断する可能性がある。一方、個人情報取扱事業者に該当しない国土交通省関係事業者がこれに従わない場合には、国土交通大臣等は法違反と判断することはない。

また、ガイドラインにおいて「望ましい」、「努めるものとする」又は「努めなければならない」と記載している規定については、国土交通省関係事業者がこれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合であっても、個人情報保護の推進の観点から、法の基本理念（法第3条）も踏まえ、国土交通省関係事業者においては、できるだけ取り組むことが望ましい。

2. 定義【ガイドライン第4条関係】（法第2条関係）

第四条 このガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。（略）

○「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合できるものを含む）をいう。

○「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関す

る情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」に該当する。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合は、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

○「他の情報と容易に照合できる」とは、ある情報を他の情報と組み合わせることをいい、例えば次のものが該当する。

- ・社内A事業部において保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないようにする加工を行った場合において、同一社内B事業部で保有する個人情報または個人に関する情報と照合等することにより、特定の個人を識別することができることになる場合。

- ・記号、数字で構成され、特定の個人を識別できないメールアドレス情報であっても、氏名等とともに管理することにより、特定の個人を識別することができるようになる場合。

○「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいい、例えば次のものが該当する。

（例）

- ・顧客データベース

○「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、例えば、次のものが該当する。

（例）

- ・個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
- ・個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

○「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）

エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）

オ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

オの規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）第 2 条）。5,000 を超えるか否かは、国土交通省関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、当該事業が営利又は非営利かどうか、又はその主体が個人又は法人その他の団体であるかは問わない（法人格を有しない団体（任意団体）や個人であっても、個人情報取扱事業者に該当しうる。）。

また、「個人情報データベース等」が次の要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000 の数に数えない。

- i) 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。
- ii) 氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。
- iii) 国土交通省関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

○「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

○「保有個人データ」とは、国土交通省関係事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、6 か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(例)

- ・ 児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(例)

- ・ 不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(例)

- ・ 要人の行動予定情報、防衛機密情報

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(例)

- ・ 警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報
- ・ 犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

○「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

(例)

- ・ 自社ホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載
- ・ 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- ・ パンフレット等への記載・配布

○「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

○「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、

簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。1 回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

○「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

- ・ 口頭（面談、電話等）
- ・ 書面（手交、郵送、Eメール、FAX 等）

○「（個人データ又は保有個人データの）提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

○「本人の同意」とは、本人が、国土交通省関係事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該国土交通省関係事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

3. 利用目的の特定【ガイドライン第5条関係】（法第15条関係）

第五条 国土交通省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 国土交通省関係事業者は、利用目的の特定に当たっては、当該国土交通省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

○本規定における「利用目的の特定」に当たって、単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容の利用目的とすることは、「できる限り特定」したことに該当しないことに留意する。

○国土交通省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

4. 利用目的の変更【ガイドライン第6条関係】（法第15条第2項、法第18条第3項関係）

第六条 国土交通省関係事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

○国土交通省関係事業者は、特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

（許容例）

・「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（許容されない例）

・「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

5. 利用目的による制限【ガイドライン第7条関係】（法第16条関係）

第七条 国土交通省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第五条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

2 国土交通省関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○国土交通省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、次のような場合を含め、個人情報を取り扱ってはならない。

（例）

・ 社内のA事業部がある目的で取得した個人情報を、A事業部や同一社内のB事業部が、別の目的でその個人情報を利用する場合。

○次に掲げる場合については、第1項又は第2項の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

①法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員や収税官吏、税関職員による犯則事件の調査への対応（金融商品

取引法第 210 条、第 211 条等、国税犯則取締法第 1 条、第 2 条等、関税法第 119 条、第 121 条等)

- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第 507 条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第 279 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 24 条第 3 項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第 186 条、第 226 条、家事審判規則第 8 条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第 7 条の 2）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 28 条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第 9 条第 1 項）
- ・ 徴税吏員や税務職員、税関職員の質問検査への対応（地方税法第 72 条の 7、所得税法第 234 条等、関税法第 105 条）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第 13 条、第 30 条）
- ・ 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項）

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、国土交通省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

- ・ 急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
- ・ 急病人を病院に搬送しなければならない場合に、急病人の氏名や連絡先を病院や救急隊員に伝える場合
- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
- ・ 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

- ・ 地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これ

に応じる必要があるとき。

- ・感染症の予防のための調査に応じるとき。
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して国土交通省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

- ・任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
- ・一般統計調査に回答する場合

なお、国土交通省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第3章 個人情報の取得

6. 適正な取得【ガイドライン第8条関係】（法第17条関係）

第八条 国土交通省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

○本規定における「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得は、例えば、次の場合が該当する。

（違反例）

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること。
- ・ 第三者提供の制限（ガイドライン第14条の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

7. 取得に際しての利用目的の通知又は公表【ガイドライン第9条関係】（法第18条関係）

第九条 国土交通省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 国土交通省関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでないが、その場合には、第一項の規定に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 国土交通省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該国土交通省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

○国土交通省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（例）

- ・ 電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
- ・ 個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
- ・ 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

○国土交通省関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

- ・ 往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさと利用目的を記載する。
- ・ 面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
- ・ ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

○本規定における「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

○本規定における「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該国土交通省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」は、例えば、次の場合が該当する。

- ・ 新規開発部門が収集した情報の種類が明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

○本規定における「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・ 犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

○本規定における「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・ 今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合
- ・ 出前の注文を電話で受けた場合
- ・ 着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合
- ・ 領収書を発行し、控えを保存する場合

第4章 個人データの管理

8. 安全管理措置【ガイドライン第11条関係】（法第20条関係）

第十一条 国土交通省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、国土交通省関係事業者において、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

○本規定における安全管理措置の義務違反にならない場合は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

・ 不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、国土交通省関係事業者において全く加工をしていないものを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出す場合（個人の権利利益を侵害するおそれが低いと考えられるため。）

○国土交通省関係事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 個人情報保護管理者の設置

イ 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備

ウ 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

エ 個人データ取扱台帳の整備

オ 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

カ 事故又は違反への対処について手続きの策定

○国土交通省関係事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 従業員の雇用及び委託契約時における非開示契約の締結

イ 従業員に対する教育、啓発の実施

○国土交通省関係事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 入退館（室）管理の実施

イ 盗難等に対する対策

ウ 機器、装置等の物理的な保護

○国土交通省関係事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう

努めるものとする。

- ア 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- イ 個人データへのアクセス制御
- ウ 個人データへのアクセス権限の管理
- エ 個人データのアクセスの記録
- オ 個人データを取り扱う情報システムに対する不正プログラム対策
- カ 個人データの移送・通信時の対策
- キ 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ク 個人データを取り扱う情報システムの監視
- ケ 個人データを取り扱う情報システムに対する外部からの不正アクセスの防御対策

9. 委託先の監督【ガイドライン第13条関係】（法第22条関係）

第十三条 国土交通省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 国土交通省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

- 一 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- 二 委託先の秘密の保持に関する事項
- 三 委託された個人データの再委託に関する事項
- 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

○国土交通省関係事業者が個人データの取扱いを外部に委託する場合に、契約に盛り込む内容としては以下が考えられる。

- 一 個人データの安全管理に関する事項。例えば次に掲げる事項。
 - イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項
 - ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ニ 委託処理期間
 - ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項
- 二 個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法
- 三 個人データの取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

- 四 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認
- 五 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置
- 六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- 七 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

○国土交通省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第5章 個人データの第三者提供

10. 第三者提供の制限【ガイドライン第14条関係】（法第23条第1項関係）

第十四条 国土交通省関係事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○本規定における「法令に基づく場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第6条の5）
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- ・ 証券取引等監視委員会の職員や収税官吏、税関職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等、国税犯則取締法第1条、第2条等、関税法第119条、第121条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項）
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判規則第8条）
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第7条の2）
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- ・ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）
- ・ 徴税吏員や税務職員、税関職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等、関税法第105条）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）

- ・児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、国土交通省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

○本規定における「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
- ・大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
- ・暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
- ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

○本規定における「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。
- ・感染症の予防のための調査に応じるとき。
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

○本規定における「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・任意の求めに応じて、警察や税務署、税関に対して個人情報提出する場合
- ・一般統計調査に回答する場合
- ・放置艇に関する個人情報を港湾管理者、河川管理者、漁港管理者に提供する場合

なお、国土交通省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応する必要がある。

11. 本人への通知等により第三者に提供できる場合【ガイドライン第15条関係】（法第23条第2項及び第3項関係）

第十五条 国土交通省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 国土交通省関係事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

○本規定における「第三者に提供される個人データの項目」は、例えば、次のものが該当する。

（例）

- ・ 氏名、住所、電話番号
- ・ 氏名、商品購入履歴

○本規定における「第三者への提供の手段又は方法」は、例えば、次のものが該当する。

（例）

- ・ 書籍として出版
- ・ インターネットに掲載

○本規定における「本人への通知又は本人が容易に知り得る状態に置くことにより第三者に提供できる場合（いわゆる「オプトアウト」）」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

・ 住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめガイドライン第15条第1項第1号から第4号の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

12. 第三者提供に該当しない場合【ガイドライン第16条関係】（法第23条第4項関係）

第十六条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前二条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 国土交通省関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、共同利用をする旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

○ 本規定における「第三者に該当しない」場合は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

・ホテルのインターネット上の宿泊予約サイト等の管理を外部の業者に委託し、個人データを当該委託会社で管理する場合。

第6章 保有個人データの開示等

13. 保有個人データの開示【ガイドライン第18条関係】（法第25条関係）

第十八条 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該国土交通省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 国土交通省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

○本規定における「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・医療機関等が患者の病名等を開示することで患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

○本規定における「当該国土交通省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・企業秘密が明らかになるおそれがある場合

○本規定における「他の法令に違反することとなる場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

- ・刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第4条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

○本規定における「他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方

法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合」は、例えば、次の場合が該当する。

（例）

・タクシー業務適正化特別措置法第 19 条に規定する登録実施機関が、同法第 12 条及び第 19 条の規定に基づき、登録運転者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧を行う場合

○国土交通省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

1 4. 保有個人データの利用停止等【ガイドライン第 20 条関係】（法第 26 条関係）

第二十条 国土交通省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第七条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

○国土交通省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じる」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

15. 開示等の求めに応じる手続き【ガイドライン第22条関係】（法第29条関係）

第二十二条 国土交通省関係事業者は、第十七条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認方法

四 第二十三条第一項の手数料の徴収方法

2 国土交通省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、国土交通省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 国土交通省関係事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

○本規定における「開示等の求めの申出先」とは、例えば、次のものが該当する。

（例）

・ 担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付FAX番号

第7章 苦情の処理

16. 苦情の処理【ガイドライン第24条関係】（法第31条関係）

第二十四条 国土交通省関係事業者は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 国土交通省関係事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

○国土交通省関係事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない

第8章 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

17. 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応【ガイドライン第25条関係】

第二十五条 国土交通省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる措置を適切に実施することが望ましい。

一 事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたること。

二 事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。

三 第一号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。

四 影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

五 事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表すること。

2 国土交通省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国土交通大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

○「法違反」とは、法の「利用目的による制限」（法第16条）、「適正な取得」（法第17条）、「取得に際しての利用目的の通知等」（法第18条）、「安全管理措置」（法第20条）、「従業員の監督」（法第21条）、「委託先の監督」（法第22条）、「第三者提供の制限」（法第23条）、「保有個人データに関する事項の公表等」（法第24条）、「開示」（法第25条）、「訂正等」（法第26条）、「利用停止」（法第27条）、及び「手数料」（法第30条）、に規定する事項に違反があった場合をいう。（※法第34条の（勧告及び命令）の範囲内）

「法違反のおそれ」とは、個人情報の漏えい事案が起きた場合など、事案が発覚した時点では、事実関係や発生原因を調査しないと法違反に該当するかどうか不明であるが、その疑いがある場合をいう。

具体的には、①事業者が個人情報を目的外利用した場合（法第16条）、②個人情報の取扱いに関する内部規定の未整備や従業員への周知の不徹底により、個人データが漏えいした場合（法第20条）、③事業者が委託先の監督を怠ったため、委託先において個人データが漏えいした場合（法第22条）などが考えられる。

また、法違反かどうかの特定に時間を要する場合は「おそれ」に該当する。

○国土交通省関係事業者が、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合に国土交通省に報告する内容として、例えば個人データの漏えい等事故（法第20条から法第22条に規定する安全管理違反または違反のおそれ）が起こった際の報告内容は、次に掲げる事項が考えられる。

- ・ 事故等に係る経緯（発生、発覚、公表年月日等）
- ・ 事故等の原因
- ・ 事故等の範囲（漏えい等の場合は漏えい人数等）
- ・ 事故等のあった個人情報の項目（例：顧客情報、従業員情報、その他の情報の別等）
- ・ 事故等のあった個人情報の媒体及び措置（電子媒体、紙媒体の別、またそれらに暗号化等措置を行っていたか）
- ・ 事故等の発生元（例：当該事業者か委託先か、また従業者か第三者かの別等）
- ・ 事故等後の対応（組織的、技術的な安全管理対策）
- ・ 事故等の発生以降の対応内容（本人への通知・謝罪、専用窓口の設置、警察への届出等）

18. 勧告、命令等についての考え方

法第 34 条に規定される国土交通大臣の「勧告（第 1 項）」「命令（第 2 項）」及び「緊急命令（第 3 項）」については、国土交通省関係事業者が本ガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする。

「勧告」を行うこととなるのは、法第 16 条から第 18 条まで、第 20 条から第 27 条まで又は第 30 条第 2 項の規定違反と判断され、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発することはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、国土交通大臣等は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、国土交通省関係事業者が法第 16 条、第 17 条、第 20 条から第 22 条まで又は第 23 条第 1 項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに行う。

なお、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、国土交通大臣等は、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を行い、当該期間中に措置が講じられない場合は、「罰則（法第 56 条、第 58 条）」を適用される。